

カリキュラム改革への学生参加

一橋大学「四年一貫教育シンポジウム」の可能性

光本 滋

大学における研究・教育が構成員の自主性、自律性に基づいて行われることは、大学の自治の根幹をなす内容だと言える。だが実際には、財政的にも制度的にもいろいろな制約があり、大学の教員といえども自由なカリキュラム・デザインを描き、実践することは困難である。また、ひとくちに大学の構成員といっても、どの範囲のものが大学運営に参加しうるのか、あるいはそれぞれの構成員について、どの程度まで参加できるのかということについては、さまざまな解釈がなされており、大学ごとのば

らつきも極めて大きい。

抽象的な表現であるが、大学の構成員は研究・教育という大学の機能の促進に貢献しうる程度に応じて大学の自治に参加できるとみるのが妥当であろう。教員のみならず、職員、そしてここで考察の対象となる学生も、それぞれに相応しい範囲と形態で、大学自治の主体とみなされるべきである。このように大学運営への学生参加の論理が確立されたのは新しいことではないが、現状では、学生が大学運営の主体として幅広く認知され、参加を許されているとは言

い難い。しかし、一方では学生による講義評価システムに象徴されるように、大学教育の質を決定するのに学生の意見を欠くことはできないという認識は広まっている。本稿では、学生参加のひとつの例を紹介し、学生参加の可能性と問題点などを探ってみたい。

大学改革の一主体としての学生

一橋大学は社会科学系四学部（商・経済・法・社会）を有し、学生数はおよそ五千

人である。新制発足当初から、前期課程二年と後期課程二年はそれぞれ別のキャンパスに置かれていたが、一九九六年より学生教育施設を一本化し、同一キャンパスにおける四年一貫教育を実施する方針で大学改革をすすめている。その中で、九三年六月八日、評議会と学生・院生自治会との間に結ばれた団交確認書を根拠に、現在作成中のカリキュラム改革案に学生の意見を反映させる取り組みがなされている。確認書には、具体的なカリキュラムについて、「学生の意見を十分反映させたいうえで決定する」と明記されている。

ここで注目される点は二つある。一つは、個々の授業改革にとどまらず、大きなカリキュラム・デザインの議論においても学生参加を認めていることである。もう一つは、こうした学生参加が、学生を単なる教育サービス消費者ではなく、大学自治の担い手とみなすという発想から位置づけられていることである。これらは、今回の大学改革の経緯と深くかかわっている。

前期課程と後期課程の地理的分離が、教育課程編成上の障害となったり、前期課程における教官と学生の日常的な交流を妨げていることは、早くから問題視されていた。これら「前期問題」を解決するため、一九六〇には前期制度検討委員会が設置され、教官組織問題、教育問題、キャンパス問題の三問題が提起された。一九六五年にはキャンパス問題検討委員会が設置され、現行の「二―二」制の見直しを含めた教育制度の改革が検討されはじめていた。その後、大学内の議論は「キャンパス統合」によって四年一貫教育を実施するという方向に傾くが、文部省との折衝の結果、一旦は断念された。九〇年六月、評議会は小平（前期）老朽施設の国立（後期）への移転改築によって四年一貫教育を実施することを決定し、具体案の検討に入った。しかしこのとき、学生など学内諸階層を合意形成のプロセスから排除していたことに対する批判の声があり、評議会は二度にわたって予算要求を断念することになった。九三年の

確認書には、「評議会は、過去（九〇年六月）九二年六月、引用者」の移転改築計画の進め方に関して、学生も含めた全学に対して責任を痛感している」と述べられている。カリキュラム改革への学生参加の必要性を認める文言は、このような反省のうえに記されているのである。

変化したのは評議会および教授会の姿勢だけではない。学生もまた、評議会の姿勢を批判していく中で、現状の大学の問題点、改革の必要性についての認識を深め、自らの要求に基づく改革のビジョンを模索しはじめたのである。

学生の意見を反映させる取り組み

大学内の専門委員会の最近の報告（四年一貫教育専門委員会第二次中間報告）九四・一一・二二によれば、移転改築後の新カリキュラムは、四年一貫教育をキー・コンセプトとし、学部教育（ほぼ従来の専門教育に相当）だけでなく、教養教育において

も四年一貫教育を可能にする体系づくりを
目指している。学部教育は導入・基礎・発
展の段階別に編成され、「効果的積み上
げ」ができるようになる。教養教育は共通
科目（言語文化、自然・数理、運動文化）、
総合科目（社会科学科目、人文・思想科目、
学際テーマ科目、教養ゼミ）に区分される。
共通科目は「大学教育全般の共通の基礎」
として位置づけられるが、共通科目の各分
野ごとに共通基礎科目、共通発展科目とい
う段階区分が設けられ、それぞれの「段階
的積み上げ」も可能とされる。総合科目は、
商・経・法・社会の各学部の専門分野に即
して、その領域を専攻しない学生に社会科
学の基礎を講ずること（社会科学科目）や、
学部等の枠にとらわれず、複数の教官が講
義を担当すること（学際テーマ科目）など
によって、「学部の区分を越えた総合性」
をもつことを志向している。

目、単位数規定の緩和などをみるなら、履
修規程上は学生の自由選択の余地を広げ、
学生の自主性に根差した四年一貫教育を目
指しているようである。

こういった方針には、学生の意見が積極
的に取り入れられている。学生参加の具体
的方法として、アンケートによる学生の意
見の収集、教官参加のシンポジウム（四年
一貫シンポジウム）などが実施されている。
学生が自主的に取り組んだ「講義・カリキ
ュラムアンケート」（九四年五～六月実
施）では、後期教育に比べて前期教育に対
する不満が高い（やや不満と大いに不満を
合わせたもの、前期四〇・八％、後期二一
・九％。回答数は前期百三十七、後期三百
六十五）ものの、一般教育の意義について
は認める意見が多く見られる。また、履修
規定について、必修単位数の削減を求める
ものほか、年間履修単位数上限規定や、二
年次と三年次の間にある「バー」（進級規
定）などの廃止や見直しを望む声が比較的
多く見られた。アンケート結果は資料とし

て専門委員会などにも提出されているが、
逆の意見も一定数存在しており、学生の要
望を一本化することは容易でない。また、
細かな点に関する要求は、カリキュラムや
履修規定の枠組みの変更によって変化しう
ることも教官から指摘されている。

後者のシンポジウム企画は、九二年に、
前期教育の問題点と大学の未来像を考える
シンポジウムとして、学生の発意により始
められた。確認書の締結後、これを引き継
ぐかたちで「四年一貫教育シンポジウム」
と名称を変え、九四年七月、九五年一月の
二回開催されている。

ここでは、教官の組織である四年一貫教
育専門委員会の委員がパネリストとして迎
えられ、改革案などについてのパネリスト
のプレゼンテーションとそれに対する質疑
応答、学生と教官の議論が交わされている。
第一回目の「四年一貫教育シンポジウム」
では大学教育の現状の問題点、四年一貫教
育の基本的理念・枠組み、四年一貫教育に
対する要望などをテーマに議論がすすめら

れた。その後、専門委員会からカリキュラム改革の具体的な案が出されたことを受け、これに対する学生の意見の収集が行われている（「新カリキュラム案についての論点アンケート」）。九五年一月の第二回シンポジウムでは、改革案の具体的な項目に即した議論がなされた。教官側の改革案と共にアンケート結果が資料とされ、アンケートの質問項目をもとに、新カリキュラム案について教官パネリストと学生の間で質疑応答、討論が行われた。以下、主な内容を紹介したい。

第二回シンポジウムでの 新カリキュラム案の検討

教養科目が共通科目、総合科目に分類されることについて、アンケートでは肯定的評価が多数を占めた。しかし、教養科目の名を借りて自分の専門分野を講じてしまうことに對する不信も根強く、この視点からシンポジウムでは教官の姿勢の変化を求め

る発言が出された。これに対し、教官側からは、学部としての大まかな方向性などは議論できるが、講義内容に他者が口をはさむことは難しいので個々の教官の判断に委ねるほかはないという回答がされている。

また、個々の教官の力量では教養教育としての総合性に限界はあるものの、専門領域を異にする教官の講義を複数履修すること、総合的な視点を獲得することが可能になるという意見も出された。学生側からは、総合科目などを担当する教官グループの共同を求める声が出された。

語学教育の改革についても内容に対する学生の不満は大きく、内容や教授方法の標準化を求める意見が出された。また、年度開講時に講義計画が十分示されないことや、自分の専攻領域との関連なども分からないまま第二外国語を登録しなければならぬことへの不満、現在行われている抽選制度への不満も出された。教官側は、標準化には大学教育のあり方として疑問が大きいとし、個別授業の内容や講義計画については、

教官と学生の相互関係の中で改善されることが望ましいとした。また、第二外国語の登録前のガイダンスの充実、必修外国語の多様な化などの要求にも応えていきたいとした。

学部教育についての議論では、導入科目の内容が教官ごとに違ったものになることへの懸念から、内容の標準化を求める声が学生側から出され、教官側は学部へもちかえって検討すると答えている。学生の中には、大学教育が科目相互の関係では体系化されていない現状に対する不満が強いようである。同時に、細分化された知の体系ではなしに、広い学問分野を見渡す視点を求める声も多い。専門委員会の座長を務める教官からは、大学教育は企業社会の具体的なニーズに応えるのではなく、いろいろな角度から自分でものを考えることのできる人間の育成を目指すべきだという見解が述べられた。学生からは、教養教育の場合と同じく、各学部の対象に即してものを考えることのできる人間づくりについて、既存

の講座等の壁を越えた教官の議論・共同が必要であるという指摘がされた。

そのほか、必修単位数や二年次と三年次の間のある「バー」などについても論点とされた。学生の中からは、履修規定などを緩和する方向に反対する意見も述べられた。反対の根拠としては、学生の自由選択に任せてしまうと、取りたい科目や楽な科目ばかり履修してしまい、「幅広い視野の獲得」という大学教育の目的が達成されないという。この意見に対して、教官側は、「履修の強制」によつて学生の視野を広くしようという考えはないことを強調した。

そして、選択の幅の拡大が単なる放縱とならぬよう、学生に履修の意義を納得させていく努力が確認された。

学生個人にとつて大学教育は一回きりであるため、教育システムを体験的に比較していくことができない。また、在学年数からみても、学生の中に系統的に議論の成果を蓄積していくのは容易ではない。こうした点で教官が適切なイニシアチブを発揮す

ることで、学生と教官との協力関係が実を結ぶことを期待したい。

学生が教育制度を主体的に捉える契機に

学生教育法五八条五号にもあるように、学生は教育のみならず研究の主体と認められている。大学教員の「教授する自由」も、学生が自己の学習要求を対象化しうる段階にあるという認識によつて相対化されねばならない。

教官層には、学生の現状から学生参加を否定的に見る向きもあるが、参加を通して学生の主体的な力量が形成されるという面を忘れるべきではない。現在だけだけの大学が、大学の理念が学生に支持され、浸透していると言ひ切れるだろうか。もし十分な支持を得ていないとするなら、その責任は学生だけに帰されてよいものだろうか。

一橋大学のシンポジウムは、個々の講義内容の改善に先立つて、新しいカリキュラム

の制度的枠組みの議論に参加させることにより、学生が教育制度を主体的に捉える契機となっている。そして、制度に対して主体的にかかわるうとする姿勢が、大学の理念そのものについても吟味し、認識を深めることにつながっていくのである。

最後に述べたことは私の経験に基づく結論である。同様の観点から院生や教員、職員も主体的に大学改革に参加する（あるいはできる）ことが大切ではないだろうか。

みつもと・しげる

一橋大学社会学部卒業

中央大学大学院文学研究科博士前期課程

